（用地対策官の設置期間の特例）

第十七条の二　第百四十三条の用地対策官のうち一人は、令和五年三月三十一日まで置かれるものとする。

2　第百四十三条の用地対策官（前項に規定するものを除く。）のうち二人は、令和七年三月三十一日まで置かれるものとする。

3　第百四十三条の用地対策官（前二項に規定するものを除く。）のうち一人は、令和八年三月三十一日まで置かれるものとする。

（事業対策官の設置期間の特例）

第十七条の三　（略）

2　第百四十五条の事業対策官（前項に規定するものを除く。）のうち一人は、令和七年三月三十一日まで置かれるものとする。

3　第百四十五条の事業対策官（前二項に規定するものを除く。）のうち一人は、令和八年三月三十一日まで置かれるものとする。

第十八条　削除

（八代復興事務所の設置期間の特例）

第二十五条　九州地方整備局八代復興事務所は、令和八年三月三十一日まで置かれるものとする。

別表第一（第一条関係）

事務	地方整備局	区域	
（略）			
道路の整備、利用、保全その他の管理（これに関連する環境対策及び交通安全対策を含む。）に関する事務であって、道路法第二十七条第一項の規定により国土交通大臣が道路管理者に代わって行う同法第十二条本文及び第十三条第三項に規定する工事並びに道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）第四条及び第六条に規定する権限に係るもの	（略）	中部地方整備局	一般国道百五十三号のうち、駒ヶ根市赤穂から伊那市美篶までの区間
（略）			

別表第六（第十一条、第百三十条及び第百四十条関係）

所属地方整備局	名称	位置	管轄区域	所掌事務
東北地方整備局	（略）			
	岩手河川国道事務所	盛岡市	（略）	（略）
			一般国道四号及び四十六号	改築及び修繕工事、維持その他の管理

（用地対策官の設置期間の特例）

第十七条の二　第百四十三条の用地対策官のうち一人は、令和三年三月三十一日まで置かれるものとする。

2　第百四十三条の用地対策官（前項に規定するものを除く。）のうち、一人は令和五年三月三十一日まで置かれるものとする。

3　第百四十三条の用地対策官（前項に規定するものを除く。）のうち、一人は令和七年三月三十一日まで置かれるものとする。

（事業対策官の設置期間の特例）

第十七条の三　（略）

2　第百四十五条の事業対策官（前項に規定するものを除く。）のうち、一人は令和七年三月三十一日まで置かれるものとする。

（新設）

（南三陸国道事務所の設置期間の特例）

第十八条　東北地方整備局南三陸国道事務所は、令和三年三月三十一日まで置かれるものとする。

（新設）

別表第一（第一条関係）

事務	地方整備局	区域	
（略）			
道路の整備、利用、保全その他の管理（これに関連する環境対策及び交通安全対策を含む。）に関する事務であって、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第二十七条第一項の規定により国土交通大臣が道路管理者に代わって行う同法第十二条本文及び第十三条第三項に規定する工事並びに道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）第四条及び第六条に規定する権限に係るもの	（略）	中部地方整備局	一般国道百五十三号のうち、長野県上伊那郡飯島町田切から駒ヶ根市赤穂までの区間
（略）			

別表第六（第十一条、第百三十条及び第百四十条関係）

所属地方整備局	名称	位置	管轄区域	所掌事務
東北地方整備局	（略）			
	岩手河川国道事務所	盛岡市	（略）	（略）
			一般国道四号、四十六号及び二百八十三号	改築及び修繕工事、維持その他の管理